

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	指導監査課

契約業者名・住所	成実監査法人・東京都千代田区麹町三丁目3番地8麹町センタープレイス9階
工事等の名称	松戸市社会福祉法人指導監査等支援業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	3, 8 8 2, 4 5 0 円
工事等の概要	社会福祉法人の指導監査等について、専門家の知識、経験等を活用する
随意契約の理由	本事業は、社会福祉法に基づき実施される指導監査及び認可等について、公認会計士及び監査法人等の専門的知識、経験等を活用することによる指導監査の有効性、正確性の向上及び職員の知識、技術等の習得を目的として委託を実施するものである。社会福祉法人に対する指導監査、社会福祉法人の設立認可業務及びその他承認等の業務を遂行するにあたっては、社会福祉法及び社会福祉法人会計基準に関する高度な専門知識及び当該業務の実務経験が必要であり、受託可能な事業者は限られている。そのため、本業務について品質を確保するために、指名競争入札を実施したが、指名業者6者のうち、4者から辞退届の提出があり、残る2者についても未入札であったことから、入札不調となった。これにより、現時点で本業務を適正に履行できる事業者が極めて限定的である状況が明らかとなった。業務開始時期までの期間が限られている中で、本業務を確実に履行できる本市近隣の事業者は実質的にこの指名業者6者に絞られる。しかしながら、成実監査法人以外の5者については、いずれも入札への不参加（辞退・未入札）により現時点での受託意思がないか、あるいは新規参入に伴う引継ぎ等の準備期間が物理的に不足しており、期日通りの業務開始が不可能な状況にある。したがって、即座に現場対応を含めた確実な業務遂行が可能であり、かつ引継ぎ等の期間を要せずに業務を開始できる事業者は、現時点で本業務を十分に理解している「成実監査法人」のみである。 以上のことから、本業務は、その性質及び目的が競争入札に適さず、契約の相手方が実質的に特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、「成実監査法人」を契約の相手方として選定するものである。